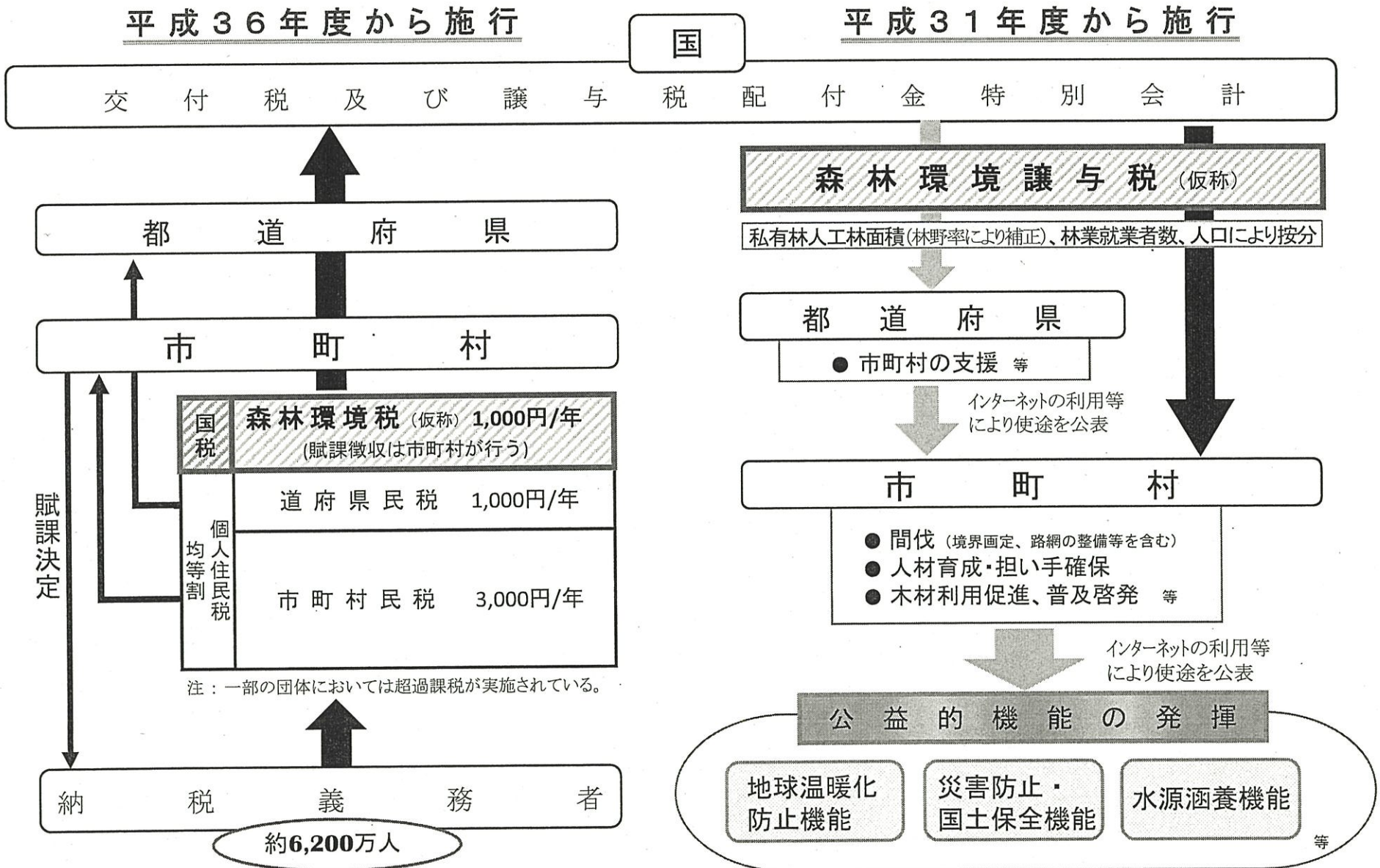


## 国の森林環境税（仮称）等の概要

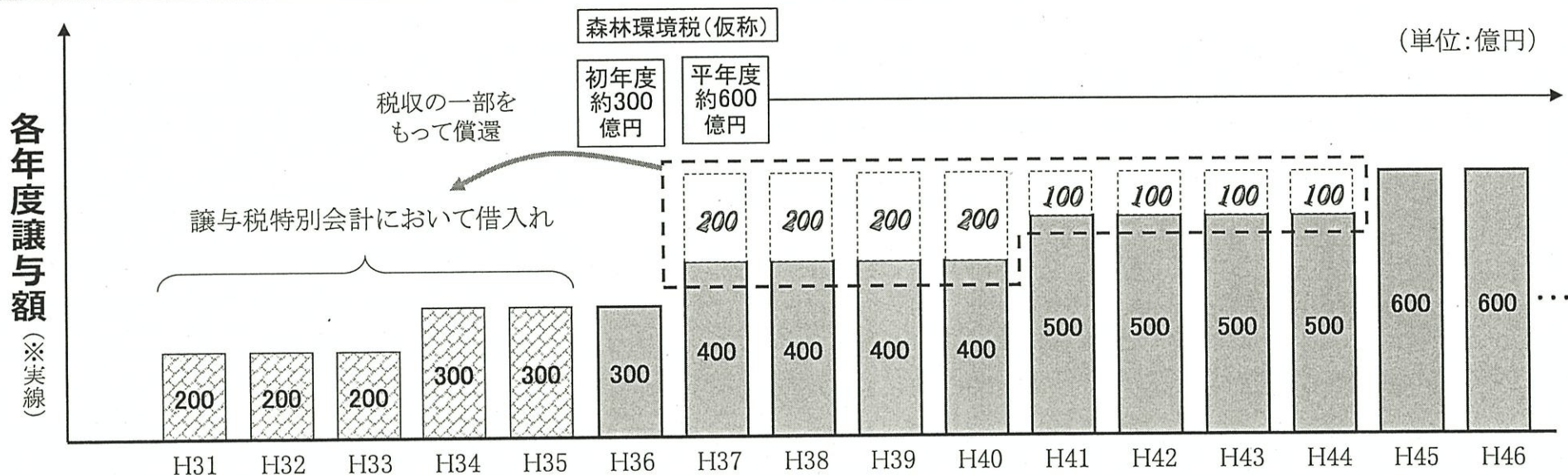
# 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み



# 森林環境譲与税(仮称)の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。  
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 使途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



市町村: 都道府県の割合	80 : 20					85 : 15				88 : 12				90 : 10	
【市町村分】	160	160	160	240	240	240	340	340	340	340	440	440	440	440	540
【都道府県分】	40	40	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60

- 市町村分
- 50% : 私有林人工林面積 (※林野率による補正)
  - 20% : 林業就業者数
  - 30% : 人口
- 都道府県分
- 市町村と同じ基準

※税金は粗い見込み値であり、計数全般について借入金利子を勘案していない。

※課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を経由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税金(約600億円程度)の概ね半分の約300億円の譲与額となるが見込まれる。

# 新たな森林管理システム

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、

- (1) 森林所有者に適切な森林管理を促すため、森林管理の責務を明確化するとともに
- (2) 森林所有者自らが森林管理を実行できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に繋ぐスキームを設ける。
- (3) 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を行う。
- (4) 意欲と能力のある林業経営者の森林管理のための条件整備として路網整備の一層の推進や集中的な高性能林業機械の導入、主伐・再造林の一貫作業システムの普及が必要。

上記の制度の創設に向け、(1)～(3)の内容を盛り込んだ森林関連法案を次期通常国会に提出することを検討。

